株 主 各 位

大阪市福島区鷺洲二丁目15番24号イサム塗料株式会社取締役社長 北 村 倍 章

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主総会当日のご出席は可能な限りお控えください。議決権につきましては、書面(郵送)により事前に行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日(火曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2022年6月29日(水曜日)午前10時
- 場所 大阪市福島区福島五丁目6番16号

ホテル阪神(10階)(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報 告 事 項 (1) 第76期 (2021年4月1日から) 事業報告、連結計算書類なら びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報 告の件

(2) 第76期 (2021年4月1日から) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

株主の皆様へ

- ・当日は節電のため、会場の冷房を控え目にさせていただきますので、ご来場の株主様 におかれましては、軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。
- ・当日、当社役員および係員は軽装 (クールビズ) にて対応させていただきますので、 ご了承くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.isamu.co.jp)に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2021年4月1日から (2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大やそれに伴う政府や各地方自治体の要請等に企業としての対応が必要とされる厳しい状況にあり、感染症対策と経済活動の両立を目指す中、企業収益は依然厳しさは残りつつも、一部には改善の動きがみられます。個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられ、雇用情勢は依然として弱い動きとなる中で、雇用者数等の動きに底堅さもみられます。一方で世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きがみられます。わが国においては、3回目のコロナワクチン接種、治療薬の普及、医療体制の充実により景気が持ち直していくことが期待されつつも、新型コロナウイルス感染症再拡大やウクライナ情勢による原油価格をはじめとするエネルギー価格の動向、企業物価指数や消費者物価指数の上昇など、当社グループを取り巻く環境は予断を許さない状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは一定の需要に応えるべく事業活動を継続し、 自動車補修用市場でのシェアの拡大を図るため、顧客ニーズに沿った環境対応型塗料 や高機能性塗料で販路拡大に注力するとともに、大型車両分野や工業用分野などの新 規市場開拓や建築用塗料の受注拡大に向け、営業活動を展開いたしました。また、原 材料価格や物流コスト上昇分を吸収すべく、あらゆるコスト削減に注力しながら一部 を販売価格に転嫁し、収益向上に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、70億69百万円(前年同期比1.3%減少)となりました。利益面につきましては、製品の統廃合や総原価低減に取り組んだものの、原材料価格や物流コスト等の上昇により、営業利益は4億87百万円(前年同期比7.6%減少)、経常利益は5億89百万円(前年同期比16.0%減少)、親会社株主に帰属する当期純利益は4億1百万円(前年同期比21.2%減少)となりました。

分野別の販売状況は、自動車補修用塗料分野では、環境対応型製品として、主力の低VOCベースコート「アクロベース」やハイソリッドクリヤー「アクセルクリヤー」シリーズで市場占有率の向上を図るとともに、環境対応への要請が強いユーザーを中心に特化則対応でPRTR法届出対象外の1液ベースコート「ハイアートNex

t」で新規ユーザーの獲得に努めました。併せて、水性1液ベースコート塗料「アクアスDRY」では主力ユーザーへの普及促進を行いました。また、大型車両分野では、トラック荷台床面の木部保護塗料「ウッドプロテクト」、高い防錆効果を発揮する「ハイアートCBエコ防錆コート」で新規市場でのユーザー獲得に注力し、堅調に推移いたしました。さらに、調色作業を標準化・システム化した測色機「彩選短スマート」の販売を促進し、ユーザーの作業効率改善や若年者の技術教育に大きく貢献いたしました。

建築用塗料分野におきましては、主力の「ネオシリカ」シリーズに加え、JISA6021取得の外壁用塗膜防水材「アトロンエラストマー」、抗ウイルス性、抗菌性、抗力ビ性、消臭性に優れた内装用光触媒塗料「エアフレッシュ」など、各種用途に特化した製品を展開いたしました。また、タイル床面等滑り止めの「スキッドガードシリーズ」では、高耐久性を実現した無溶剤2液型ウレタン樹脂塗料「スキッドガードTOUGH」、水性1液型アクリルシリコン樹脂塗料「スキッドガードAQUA」の販売促進に取り組みました。

工業用塗料につきましては、ユーザーの環境重視志向を背景に「ハイアートCBエコ」の拡販に注力するとともに、従来の水性塗料と比較して乾燥性・光沢を大幅に向上させた水性1液型アクリル樹脂塗料「アクアシャインGA」において、引き続き個々のユーザーに対応して積極的な個別営業活動に取り組みました。

エアゾール分野におきましても、工業用向けでは、補修用スプレー「エアラッカーエコ」の売上が堅調であったほか、DIY分野では、2液内部混合型エアースプレー「エアーウレタン」、1液カラークリヤー「キャンディーカラー」が堅調に推移しました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

①設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループの設備投資の総額は、2億16百万円であります。

②資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 財産および損益の状況の推移

X.	分	第73期 (2019年3月期)	第74期 (2020年3月期)	第75期 (2021年3月期)	第76期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上	高 (千円)	7, 945, 368	7, 485, 871	7, 158, 525	7, 068, 872
経常利	益 (千円)	831, 775	787, 298	701, 212	589, 228
親会社株主にする当期純和	(+H)	555, 213	539, 087	509, 502	401, 458
1株当たり当	á期純利益(円)	291. 18	282. 75	267. 25	210.60
純資	産(千円)	14, 935, 695	15, 320, 970	15, 830, 467	16, 111, 395
総資	産(千円)	18, 308, 335	18, 338, 341	18, 941, 017	19, 143, 135

(4) 対処すべき課題

当社グループは、自動車補修用塗料はメンテナンス分野に特化し、建築用塗料はメンテナンスを主軸とし、新築にも対応しております。また、工業用塗料はユーザー個別対応により、積極的な営業活動を推進するとともに、全社員が環境への問題を最優先課題として取り組んでおります。併せて、顧客のみならず社会的に受け入れられる涂料・涂装システムの開発も進めております。

現在、塗料業界におきましては、環境関連法(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染防止法)や、特化則・有機則・PRTR法などさまざまな法的規制の適用を受けております。このため、当社グループは、社会や業界を取り巻く法律や規制への対応に積極的に取り組んでおり、今後もなお一層、環境・化学物質関連の法規制対応の取り組みを強化してまいります。また、製品化におきましては、これらをクリアした環境対応型製品を主力とする新製品・新システムの開発に注力し、塗装作業従事者の健康維持と地球環境保護を考慮した水性塗料の製品力向上に努めてまいります。

国内の塗料需要が停滞している状況においては、製品開発力を強化し、顧客起点の製品開発を推進することや、新たな市場を創造することで顧客の支持を得られるような営業活動により、市場でのシェア拡大に取り組んでまいります。

今後の経済の見通しにつきましては、ウクライナ情勢等の影響による原油価格をはじめとするエネルギー価格の動向、新型コロナウイルス感染症の収束時期や感染拡大による影響が見通せず、先行きは極めて不透明な状況であります。

当社グループを取り巻く状況も予断を許しませんが、引き続き、原材料価格や物流コスト上昇に対処すべく、生産効率化、業務効率化に注力し、一定部分を販売価

格に転嫁しつつ、商品を安定供給することで収益確保に繋げてまいります。また、新型コロナウイルス感染症対策と経済活動の両立を進める中、ワクチンや治療薬の普及効果があらわれ、人の往来が回復するにつれて当社グループの収益環境も徐々に回復してくるものと考えておりますが、塗料業界におきましては、引き続き企業間競争が激しくなることが予想されます。このような状況の中、当社グループは、「お客様に一番近いメーカーであり続けよう」という経営ビジョンを掲げ、全社員一丸となって次のとおり取り組んでまいります。

① 人材の育成

「お客様に一番近いメーカーであり続けよう」という経営ビジョンを掲げる当社 グループにとって、顧客の声に耳を傾け、顧客起点の製品開発を推進するための人 材育成は最重要課題の一つと位置づけております。人材育成については、全従業員 を対象として社員教育制度を整備し、従業員のモチベーションの向上やスキルアッ プに取り組んでおります。

また、全社的な労務管理を行うとともに、「働き方改革」やメンタルヘルス対策 を推進し、より良い労働環境の整備、運用に努めてまいります。

② 高品質、安全・安心な製品の安定供給

当社グループは「環境方針」を定め、社会や業界を取り巻く法律や規制への対応に積極的に取り組むとともに、大規模な事故・災害等の発生に備えて、事業継続計画(BCP)を策定し、社員教育や災害訓練等によりBCPの周知徹底および実効性の向上を図っております。

一方、経営環境に大きな影響を及ぼす、物流コストや原材料の価格と安定的な調達も大きな課題ととらえております。

③ 顧客ニーズに沿った製品開発と新しいマーケットの開拓

当社グループは自動車補修用塗料を主力としておりますが、自動車業界では、衝突安全装置の普及や自動運転装置の開発・標準化に伴い、自動車補修用塗料の市場は縮小傾向であります。このような状況の中、自動車補修用分野では、より一層の製品開発と新規開拓の推進により、シェアの拡大を図ります。また、大型車両用分野・各種工業用分野など新しいマーケットの獲得を目的に、提案と取り組みを強化し、収益の向上に繋げてまいります。

さらに、ソフト面の強化としまして、「YouTube」の公式チャンネルを活用してBtoB、BtoCへ製品をPRし、啓蒙・塗装動画サービスの発信を新たな市場向けに実施してまいります。

④ 生産性の向上

経営資源を最適活用し、組織・業務・生産活動の効率化ならびに集約化に努めて まいります。具体的には、管理業務を本社へ、生産・受注業務を滋賀工場へ集中化 し、トータルコストの低減・生産性の向上を進めるとともに、情報システムを強化 して全社的な業務の効率化を推進してまいります。さらに、滋賀工場における生産 ラインにおいて、費用対効果に配慮しつつ、生産設備の更新、合理化投資を実行 し、生産力・収益力の向上に繋げてまいります。

⑤ グループ経営における社会的責任(CSR)

当社グループの経営につきましては、社会的責任を果たすために、環境保全に積極的に取り組み、適切な企業情報の開示やコンプライアンスを一層推進するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化および内部統制の充実に全力を投入いたします。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容

各種塗料の製造・販売および塗装関連商品の仕入・販売ならびに塗装工事などの請 負。

(6) 主要な事業所および工場

① 当社の主要な事業所および工場

事 業 所	所 在 地	事 業 所	所 在 地
本社	大阪市福島区	大阪支店	大阪市淀川区
滋賀工場	滋賀県草津市	福岡支店	福岡県粕屋郡
営業企画部	大阪市淀川区	仙台出張所	仙台市宮城野区
東京支店	埼玉県戸田市	広島駐在所	広島市中区
名古屋支店	名古屋市西区	札幌駐在所	札幌市白石区

② 連結子会社の事業所

会 社 名	所 在 地
イサムエアーゾール工業株式会社	大 阪 市 福 島 区
明 勇 色 彩 株 式 会 社	滋賀県草津市
イ サ ム 土 地 建 物 株 式 会 社	大 阪 市 福 島 区
進勇商事株式会社	大阪市淀川区

(7) 使用人の状況

企業集団

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減数
197名	1名増

(注) 上記使用人数には、使用人兼務取締役およびパートタイマーは含んでおりません。

② 当 社

使 用 人 数	平 均 年 齢	平均勤続年数
190名(増減なし)	43.4歳	16.6年

⁽注) 上記使用人数には、使用人兼務取締役およびパートタイマーは含んでおりません。

(8) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
イサムエアーゾール工業株式会社	15,000千円	100.0%	エアゾール製品の製造販売
明勇色彩株式会社	10,560千円	99. 2%	塗料類の充填・小分けの請負
イサム土地建物株式会社	40,000千円	48.5%	不 動 産 賃 貸 業
進勇商事株式会社	10,000千円	100.0%	塗装関連製品の仕入・販売

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業の永続的な発展を目指し、健全な財務内容の維持向上を図るとともに、株主の皆様に安定した利益の還元を行うことを基本とし、業績や経営環境などを総合的に勘案して実施しております。

また、内部留保資金の使途につきましては、今後の社業の拡充・発展に備え、販売力およびコスト競争力強化のために有効に投資する所存であります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

9,600,000株

(2) 発行済株式の総数

2,000,000株(自己株式93,795株を含む。)

(3) 株主数

730名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
北 村 初 美	443千株	23. 25%
北村健	442千株	23. 19%
イ サ ム 塗 料 栄 勇 会	244千株	12.81%
光通信株式会社	74千株	3.89%
第一生命保険株式会社	62千株	3. 27%
長瀬産業株式会社	33千株	1.75%
石 原 産 業 株 式 会 社	24千株	1.25%
イサム塗料従業員持株会	23千株	1.21%
株式会社ダイセル	21千株	1.13%
日本証券金融株式会社	20千株	1.08%

⁽注) 1. 当社は、自己株式を93,795株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

す。

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社	上における	地位	氏			名	担当および重要な兼職の状況
代 表	取締役	社 長	北	村	倍	章	
取	締	役	角	井	和	夫	滋賀工場長
取	締	役	深	田	修	也	情報システム部長
取	締	役	山	碕	昌	之	大阪支店長
取締役	(常勤監査等	等委員)	横	江	喜	夫	
取締役	(監査等	委 員)	澤	田	直	樹	税理士
取締役	(監査等	委 員)	樫	元	雄	生	弁護士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)澤田直樹、取締役(監査等委員)樫元雄生の両氏は、社外取締役でありま
 - 2. 取締役(監査等委員)澤田直樹氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当 程度の知見を有するものであります。
 - 3. 取締役(監査等委員)樫元雄生氏は、弁護士の資格を有しており、法務、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、横江喜夫氏を常勤の監査等委員として選定しています。
 - 5. 当社は、社外取締役澤田直樹、樫元雄生の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として 指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役澤田直樹氏および社外取締役樫元雄生氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、両氏ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および「(8) 重要な子会社の状況」(8ページ)に記載する子会社の取締役および監査役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本報酬に関する方針

当社の監査等委員でない取締役の報酬は企業価値の持続的な向上をインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

口. 報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、役員報酬規程に定め、基本報酬と役員手当で構成する。基本報酬は役位別に固定報酬とし、役員手当は、役位、職責、在任期間に応じて当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	員 数	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く)	4名	28,915千円
取締役(監査等委員)	3名	11,880千円
(うち社外取締役)	(2名)	(4,320千円)
合 計	7名	40, 795千円
(うち社外取締役)	(2名)	(4, 320千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会において、年額120,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は3名です。
 - 3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会おいて、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名(うち、社外取締役2名)です。
 - 4. 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、基本報酬が役位別に固定され、役員手当は、職責、在任期間に応じて当社の前事業年度業績、当事業年度業績の推移および見込みを考慮して決定されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係 社外取締役 澤田直樹氏および樫元雄生氏については、兼職している法人等はあ りません。
- ② 当事業年度における主な活動状況 取締役会等への出席状況および発言状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役(監査等委員) 澤 田 直 樹	当事業年度開催の取締役会6回、監査等委員会7回ともに全てに 出席いたしました。 主に税理士としての専門的見地から取締役会において、取締役会 の意思決定の健全性・適正性を確保するための発言を行ってお り、監査等委員会において、当社の財務、会計ならびに内部監査 等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員) 樫 元 雄 生	当事業年度開催の取締役会6回、監査等委員会7回ともに全てに 出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から取締役会において、取締役会 の意思決定の適法性と透明性の確保に資する発言を行っており、 監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制について適 宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 清稜監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積り額の 算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額 について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その 他業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、全ての取締役および使用人が法令・定款を遵守し、その徹底を図るために当社が「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループ全体をモニタリングする。当社グループに重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題、当社グループの取締役の関与が認められるコンプライアンス上の問題を付議し、審議結果を当社取締役会に報告する。当社は各業務部門の長を、子会社はその代表者をコンプライアンス責任者とし、各業務部門および各社固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 取締役の職務執行に係る情報については「文書管理規程」に従い、その保存媒体に 応じて適切・確実に記録し、取締役(監査等委員を含む)はその記録を常時閲覧でき るものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理担当部門を定め、「リスク管理規程」の策定にあたる。また、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制の確立を目指す。

監査等委員および内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、総務担当取締役を取締役の職務の執行の効率性に関しての総括責任者に任命し、中期経営計画および年次経営計画に基づいた職務執行が効率的に行われるよう監督する。

業務執行取締役は、経営計画に基づいた各業務執行部門が実施すべき具体的な施策 および効率的な業務遂行体制を決定する。総括責任者はその遂行状況を各業務執行取 締役に、取締役会および経営企画会議において定期的に報告させ、施策および効率的 な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

- ⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社の子会社の取締役は、定期的に当社に対し、経営状況その他経営の重要事項 に関する報告を行う。
 - ロ. 当社は、グループ各社の経営管理を担当する部門を設置し、グループ各社と定期 的な情報交換を行い、グループ各社の損失の危険を早期に発見することに努め、

これを把握した場合は、直ちに発見された損失の危険の内容・程度・グループ全体に対する影響等について、当社の取締役会および監査等委員会に報告する。

- ハ. 当社は、グループの内部統制を担当する部門を設置し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じてグループ各社を指導する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに当該使用人 に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く ことができることとし、その人事については取締役(監査等委員である取締役を 除く。)と監査等委員会で協議の上、決定する。
 - ロ. 当該使用人は監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮は受けない。
- ⑦ 当社グループの取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の 監査等委員会への報告に関する体制
 - イ. 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は当社 グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に報 告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事 実、または当社グループに損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告する ものとする。なお、前記にかかわらず、監査等委員会は必要に応じて、取締役お よび使用人に対して報告を求めることができるものとする。
 - ロ. 当社グループの取締役および使用人は、前項に係る報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いを受けない。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 「監査等委員会規則」および「監査等委員会監査等基準」を定め、これらに基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する。
 - ロ. 監査等委員会は代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を 開催する。
 - ハ. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等は、当社規程に基づき当社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に 努めております。当期において実施いたしました主な取り組みは以下のとおりです。

(コンプライアンスの取り組み)

当社グループは、コンプライアンス委員会が主導してコンプライアンス規程を整備 し、取締役および使用人が、職務の執行に関する法令違反、不正行為の事実、または 当社グループに損害を及ぼす事実を知った場合に、通報・相談できる窓口を設置し、コンプライアンス上の問題の早期発見に努めております。また、グループ内において、継続してコンプライアンスに係る教育活動(講習会、通信教育)を実施しております。

(リスク管理の取り組み)

当社は、業務執行機関である経営企画会議を、定期的に開催しており、当該会議において、リスクカテゴリー毎のリスク管理責任部署より経営目標の進捗状況や事業活動に重大な悪影響を及ぼすリスク等の報告を受け、リスク低減に努めております。

また、大規模な事故・災害・感染症拡大等の発生に備えて、事業継続計画(BCP)を策定しております。BCPの取り組みの一つとして、大規模災害時における従業員とその家族等の安否確認システムを導入しており、地震等を想定した訓練を実施し、BCPの周知、徹底および実効性の向上を図っています。

(子会社管理の取り組み)

当社の子会社の取締役は、定期的に当社に対し経営目標の進捗状況や事業活動におけるリスク等の報告を行い、相互に情報交換を行うことによりリスクの低減に努めております。また、当社の子会社管理部門が、職務分掌に従い、子会社の内部統制体制の整備・運用について指導・助言を行っております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社および関係会社は、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、「コンプライアンス憲章」「コンプライアンス規程」を制定し、あらゆる違法行為・反社会的行為には、襟を正し毅然とした態度で臨むことを定めております。役員および従業員は、日頃から公正明朗な取引を行うことを心がけるとともに法令等社会ルールを遵守する企業風土の醸成に努めております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

外部専門機関からの情報の活用により取引の相手方が反社会的勢力であるかどうか の確認を行うとともに、「大阪府企業防衛連合協議会」の会員となり、警察等関係諸 機関および会員相互の連携を図り、反社会的勢力による不法、不当な行為を予防、排 除することに努めております。反社会的勢力から接触があった場合は、当該部門長が 総務部に連絡し、必要であれば早期に警察や顧問弁護士等に相談し、適切な処置を講 じる体制を整備しております。

(注) 本事業報告の中の

1. 《金額》および《増減比率》は表示単位未満の端数を四捨五入しております。

^^^^^

2. 《持株数》、《持株比率》、《平均年齢》および《平均勤続年数》は、表示単位未満の端 数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の	部		か部
	千円		千円
流動資産	10, 376, 532	流動負債	2, 026, 371
現金及び預金	5, 342, 612	支払手形及び買掛金	361, 768
受 取 手 形	1,040,320	電子記録債務	1, 152, 046
売 掛 金	946, 230	リース債務	4, 246
有 価 証 券	1, 701, 280	未 払 金	192, 567
商品及び製品	948, 629	未払法人税等	88, 523
仕 掛 品	130, 650	未払消費税等	12,674
原材料及び貯蔵品	218, 741	前 受 金	4, 262
その他	61, 826	預 り 金	61, 286
貸倒引当金	$\triangle 13,756$	賞 与 引 当 金	107, 698
固 定 資 産	8, 766, 603	そ の 他	41, 301
有形固定資産	2, 720, 962	固定負債	1, 005, 369
建物及び構築物	1, 076, 736	長期預り保証金	268, 697
機械及び装置	158, 205	リース債務	11, 289
工具、器具及び備品	127, 455	繰延税金負債	37, 526
土地地	1, 344, 467	役員退職慰労引当金	95, 622
リース資産	14, 099	修繕引当金	105, 000
無形固定資産	33, 239	退職給付に係る負債	487, 235
ソフトウェア	23, 057	負 債 合 計	3, 031, 740
ソフトウェア仮勘定	3, 285	純資産	の部
施 設 利 用 権	342	株 主 資 本	15, 481, 579
電話加入権	6, 555	資 本 金	1, 290, 400
投資その他の資産	6, 012, 402	資 本 剰 余 金	1, 210, 130
投資有価証券	4, 098, 373	利 益 剰 余 金	13, 159, 651
長期預金	1, 200, 000	自己株式	△178, 602
保険積立金	458, 160	その他の包括利益累計額	242, 549
繰延税金資産	227, 882	その他有価証券評価差額金	242, 549
その他	30, 238	非支配株主持分	387, 267
貸倒引当金	$\triangle 2,251$	純 資 産 合 計	16, 111, 395
資 産 合 計	19, 143, 135	負債純資産合計	19, 143, 135

⁽注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

<u>連 結 損 益 計 算 書</u> (2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

. 2022		
	千円	千円
売 上 高		7, 068, 872
売 上 原 価		4, 930, 584
売 上 総 利 益		2, 138, 288
販売費及び一般管理費		1, 651, 292
営 業 利 益		486, 996
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	35, 522	
受 取 賃 貸 料	51, 564	
生命保険満期差益	8,822	
貸倒引当金戻入額	186	
そ の 他	15, 754	111, 848
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	762	
支 払 補 償 費	5, 067	
そ の 他	3, 787	9, 616
経 常 利 益		589, 228
特 別 損 失		
棚卸資産廃棄損	4, 455	4, 455
税金等調整前当期純利益		584, 773
法人税、住民税及び事業税	190, 687	
法 人 税 等 調 整 額	△22, 791	167, 896
当 期 純 利 益		416, 877
非支配株主に帰属する当期純利益		15, 419
親会社株主に帰属する当期純利益		401, 458

⁽注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

<u>連結株主資本等変動計算書</u> (2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

				株	主	資		本	
	資	本	金	資本剰余金	利益剰	余金	自	己株式	株主資本合計
			千円	千円		千円		千円	千円
2021年4月1日 期首残高		1,290	400	1, 210, 130	13, 63	35, 586		△982, 207	15, 153, 909
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当					\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	95, 317			△95, 317
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					40	1, 458			401, 458
自己株式の取得								△517	△517
自己株式の消却					△80)4, 122		804, 122	_
非支配株主との資本 取引等					2	22, 046			22, 046
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)									
連結会計年度中の変動額合計			_	_	△47	75, 935		803, 605	327, 670
2022年3月31日 期末残高		1,290	, 400	1, 210, 130	13, 15	59, 651		△178, 602	15, 481, 579

	その他の			
	益 累そ の 証 券す 価 証 券評 価 差 額 金	計 額 その他の包括利 益累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
	千円	千円	千円	千円
2021年4月1日 期首残高	280, 221	280, 221	396, 337	15, 830, 467
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△95, 317
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				401, 458
自己株式の取得				△517
自己株式の消却				_
非支配株主との資本 取引等				22, 046
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	△37,672	△37, 672	△9, 070	△46, 742
連結会計年度中の変動額合計	△37, 672	△37, 672	△9, 070	280, 928
2022年3月31日 期末残高	242, 549	242, 549	387, 267	16, 111, 395

⁽注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社 4社 (イサムエアーゾール工業株式会社、明勇色彩株式会社、 イサム土地建物株式会社、進勇商事株式会社)
 - (2) 非連結子会社 1社 (イサムモータープール株式会社)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用する関連会社 該当事項はありません。
 - (2) 持分法を適用しない非連結子会社

1社(イサムモータープール株式会社)

- (3) 持分法を適用しない関連会社 該当事項はありません。
- (4) 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に 見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、 持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券 ……...償却原価法 (定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総 平均法により算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

棚卸資産

製品・仕掛品 ………総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

商品・原材料・貯蔵品……先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に

取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 10年~50年 機械及び装置 8年~10年

無形固定資産 (リース資産を除く)及び

長期前払費用・・・・・・・・・・定額法

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産・・・・・・リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権 については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特 定の債権については個別に回収可能性を検討し、

回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金・・・・・・・・・・・従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見

込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金………役員に対する将来の退職慰労金の支出に備えて役 員退職慰労金規程(内規)による期末要支給額を

計上しております。

修繕引当金・・・・・・イサム土地建物株式会社は、マンション経営を行っており、将来の定期的な大規模修繕に備えて当連結会計年度において発生していると認められる

額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、塗料事業において顧客に対して塗料および関連商品を販売しております。商品及び製品の販売に係る収益は、約束した財が顧客に移転した地点で、顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることより、当該財の引渡地点で収益を認識しております。

ただし、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の 支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収 益を認識しております。

5. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又は

サービスの支配が顧客に移転した地点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見 込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は販売奨励金等の確定額のみを売上高から控除しておりましたが、販売奨励金等の見込額を確定額に加えて売上高より控除しております。また、有償支給取引において、従来は支給品の譲渡に係る収益を認識しておりましたが、当該収益を認識しない方法に変更しております。さらに、営業外収益として計上しておりました途装情報サービス会費を売上高として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に区分して表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、売掛金は50,344千円減少し、流動資産のその他は50,344千円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は290,557千円減少し、売上原価は341,203千円減少し、営業利益は50,647千円増加、営業外収益は59,902千円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ9,255千円減少しております。また、当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

6. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 棚卸資産の評価
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目	当連結会計年度末残高
商品及び製品	948, 629千円
仕 掛 品	130,650千円

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

棚卸資産は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、取得原価と当連結会計年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。また、営業循環過程から外れた滞留在庫については、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げる方法を採用しております。当連結会計年度の評価損の金額は42,348千円であります。

- ③ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定 塗料の販売価額は、競合他社との競争などに加え、国内における需要などの外 部環境の影響を受けるため、直近の販売実績等を基礎として算出しておりま す。
- ④ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響 今後の顧客ニーズや経済環境の変化が生じた場合には、追加の棚卸資産評価損 が計上される可能性があります。
- (2) 繰延税金資産の回収可能性
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目	当連結会計年度末残高
繰延税金資産	227,882千円

- ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
 - 当社グループは、繰延税金資産の計上については、入手可能な将来の課税所得の見積りからその回収可能性が見込めないと考えられる場合には、評価性引当額の計上により繰延税金資産の額を減額しております。
- ③ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定 当社グループは、新型コロナウイルス感染症による影響については、今後の収 束時期等を正確に予測することは困難な状況にあると考えておりますが、ワク チンや治療薬の普及効果があらわれ、人の往来が回復するにつれて、2023年3 月期下半期より徐々に落ち着きを取り戻す、並びに原材料価格等のコスト上昇 分について一定部分を販売価格に転嫁するとした一定の仮定に基づく将来の課 税所得の見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。
- ④ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響 事業計画の見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、繰延税金 資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

2,891,447千円

2. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額

2,000,000千円

借入実行残高

一千円

差引額

2,000,000千円

(連結損益計算書に関する注記)

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産 評価損が売上原価に含まれております。 42,348千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

 発行済株式の種類及び総数に関する事項 普通株式 2,000,000株

- 2. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	47,659千円	25.00円	2021年 3月31日	2021年 6月30日
2021年11月5日 取 締 役 会	普通株式	47,658千円	25.00円	2021年 9月30日	2021年 12月10日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利	47,655千円	25.00円	2022年 3月31日	2022年 6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に塗料の製造販売事業を行っており設備投資における所要資金は自己資金を充当しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。短期的な運転資金は、全て自己資金でまかなっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額5,010千円)は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価 (*)	差額
(1) 受取手形	1, 040, 320	1, 040, 320	_
(2) 売掛金	946, 230	946, 230	_
(3) 有価証券	1, 701, 280	1, 701, 779	499
(4) 投資有価証券	4, 093, 363	4, 087, 256	△6, 107
(5) 長期預金	1, 200, 000	1, 199, 784	△216
(6) 支払手形及び買掛金、電子記録債務	(1, 513, 814)	(1, 513, 814)	_
(7) リース債務	(15, 535)	(15, 250)	△285
(8) 長期預り保証金	(268, 697)	(268, 697)	_

^(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場におい

て形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する

相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプ

ット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額としている金融資産及び金融負債

(単位:千円)

- 0	時価						
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
有価証券及び投資有価証券							
その他有価証券							
株式	674, 149	_	_	674, 149			
社債	_	19, 214	_	19, 214			

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としていない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価						
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
有価証券及び投資有価証券							
満期保有目的の債券							
社債	_	4, 095, 653	_	4, 095, 653			
その他有価証券							
金銭信託	_	1, 000, 019	_	1, 000, 019			
長期預金	_	1, 199, 784	_	1, 199, 784			
リース債務	_	15, 250	_	15, 250			

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債及び金銭信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

元利金の合計額を同様の新規預入を行った場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金

これらはすべて短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

長期預り保証金

これらの時価は、変動金利であるため、将来キャッシュ・フローの現在価値が帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社は、賃貸用の土地およびマンション(土地を含む。)を保有しております。2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は110.693千円であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当連結会計年度期首残高	当連結会計年度末の時価		
813,887千円	△10,719千円	803, 168千円	1,994,633千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 当連結会計年度増減額は、建物 (建物附属設備) の取得による増加額3,685千円と減価償却費 による減少額14.404千円によるものであります。
 - 3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいた金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	報告セグメント	その他	合計	
	塗料事業	· C 0 7 TIE		
自動車補修用塗料	4, 648, 795	_	4, 648, 795	
建築用塗料	346, 654	_	346, 654	
工業用塗料	1, 598, 603	_	1, 598, 603	
関連商品・その他塗料	374, 444	_	374, 444	
顧客との契約から生じる収益	6, 968, 496	_	6, 968, 496	
その他の収益	_	100, 376	100, 376	
外部顧客への売上高	6, 968, 496	100, 376	7, 068, 872	

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類 の作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(5)収益及び 費用の計上基準」に記載の通りであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1. 1株当たり純資産額
- 2. 1株当たり当期純利益

8,248円92銭 210円60銭

連結キャッシュ・フローの状況

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

営業活動による	投資活動による	財務活動による	現金及び現金同等物
キャッシュ・フロー	キャッシュ・フロー	キャッシュ・フロー	期 末 残 高
510,751千円	△254, 507千円	△106,903千円	3, 332, 612千円

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

<u>貸</u> <u>借</u> 対 照 表 (2022年3月31日現在)

資 産 (の部	負 債 (の部
	千円		千円
流動資産	8, 517, 238	流動負債	2, 032, 233
現金及び預金	3, 837, 507	電子記録債務	1, 227, 033
受 取 手 形	984, 078	買 掛 金	336, 494
売 掛 金	899, 246	リース債務	4, 246
有 価 証 券	1, 501, 280	未 払 金	194, 360
商品及び製品	900, 028	未払法人税等	54, 763
仕 掛 品	130, 650	未払消費税等	6, 788
原材料及び貯蔵品	218, 741	預り金	59, 807
その他	59, 416		
貸倒引当 金	△13, 708		104, 168
固定資産	8, 103, 796	その他	44, 574
有形固定資産	2, 063, 873	固定負債	810, 472
建物	723, 625	リース債務	11, 289
構築物	43, 798	長期預り保証金	250, 188
機械及び装置	158, 104	退職給付引当金	468, 019
工具、器具及び備品	126, 400	役員退職慰労引当金	80, 976
土 地 リース資産	997, 847 14, 099	負 債 合 計	2, 842, 705
無形固定資産	32, 359	純資産	の部
ソフトウェア	23, 085	株 主 資 本	13, 618, 812
ソフトウェア仮勘定	3, 285	資 本 金	1, 290, 400
施設利用権	342	資 本 剰 余 金	1, 209, 925
電話加入権	5, 647	資 本 準 備 金	1, 209, 925
投資その他の資産	6, 007, 564	利益剰余金	11, 297, 089
投資有価証券	3, 787, 581	利益準備金	331, 500
関係会社株式	387, 622	その他利益剰余金	10, 965, 589
出 資 金	1, 760	配当準備積立金	108, 000
長 期 預 金	1, 200, 000	別途積立金	9, 200, 000
長期前払費用	10, 365	繰越利益剰余金	1, 657, 589
保険積立金	427, 975		$\triangle 178,602$
繰延税金資産	180, 330		· ·
破産更生債権等	2, 251	評価・換算差額等	159, 517
その他	11, 931	その他有価証券評価差額金	159, 517
貸倒引当金	△2, 251	純資産合計	13, 778, 329
資 産 合 計	16, 621, 034	負債純資産合計	16, 621, 034

⁽注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

		千円	千円
Ł	高		6, 622, 820
原	価		4, 834, 797
総利	益		1, 788, 023
ー般管理	費		1, 498, 033
利	益		289, 990
外 収	益		
及び配当	金	42, 011	
賃 貸	料	62, 880	
) 満期差	益	8, 822	
\mathcal{O}	他	17, 046	130, 759
外 費	用		
利	息	760	
補償	費	4, 875	
\mathcal{O}	他	3, 440	9, 075
利	益		411, 674
損	失		
産廃棄	損	4, 455	4, 455
期 純 利	益		407, 219
- 税及び事業	税	125, 338	
等 調 整	額	△20, 082	105, 256
純 利	益		301, 963
	一 総二 外及賃倹の外 補の 産期税等原 般利 び 満 利管 利損廃純び調利 り 人損廃純び調 を 単 当 差	総一外及賃簽の外補の産期税等原 般利 び 満 勇利管 収配貸期 費利償 乗利事整価益費益益金料益他用息費他益失損益税額	上 高 原 価 総 利 益 公 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

⁽注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

			株	主	資	;	本		
	 資	本	金	資	本	乗		余	金
	具	7	717	資本	準備金		資 2	剰	余金合計
			千円			千円			千円
2021年4月1日 期首残高			1, 290, 400		1, 209,	, 925			1, 209, 925
事業年度中の変動額									
剰余金の配当									
当期純利益									
自己株式の取得									
自己株式の消却									
別途積立金への積立									
株主資本以外の項目の事業年									
度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計			_			-			_
2022年3月31日 期末残高			1, 290, 400		1, 209,	925			1, 209, 925

	-						
			株	主	資本		
		利	益 剰	余 金			
	利益	その1	也 利 益 🤋	剰 余 金	利 益	自 己	株主資本
	準備金	配当準備	別途	繰越利益	剰余金	株 式	合 計
	中洲亚	積立金	積立金	剰 余 金	合 計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2021年4月1日 期首残高	331, 500	108, 000	8, 900, 000	2, 512, 340	11, 851, 840	△939, 483	13, 412, 682
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△95, 316	△95, 316		△95, 316
当期純利益				301, 963	301, 963		301, 963
自己株式の取得						△517	△517
自己株式の消却				△761, 398	△761, 398	761, 398	_
別途積立金への積立			300, 000	△300, 000	_		_
株主資本以外の項目の事業年							
度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	_	_	300, 000	△854, 751	△554, 751	760, 881	206, 130
2022年3月31日 期末残高	331, 500	108, 000	9, 200, 000	1, 657, 589	11, 297, 089	△178, 602	13, 618, 812

	評価・換 その他有価証券評価差額金	算 差 額 等 評価・換算差額等合計	純 資 産 合 計
	千円	千円	千円
2021年4月1日 期首残高	154, 881	154, 881	13, 567, 563
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△95, 316
当期純利益			301, 963
自己株式の取得			△517
自己株式の消却			_
別途積立金への積立			_
株主資本以外の項目の事業年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	4, 636	4, 636	4, 636
事業年度中の変動額合計	4, 636	4, 636	210, 766
2022年3月31日 期末残高	159, 517	159, 517	13, 778, 329

⁽注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券

満期保有目的の債券 ………償却原価法 (定額法)

子会社株式及び関連会社株式……総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法 により算定)

市場価格のない株式等……総平均法による原価法

(2) 棚卸資産

は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

商品・原材料・貯蔵品……先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産………定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりでありま す。

建 物 10年~40年 機械及び装置 8年~10年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 及び

長期前払費用・・・・・・定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産……リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金………役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程(内規)に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、塗料事業において顧客に対して塗料および関連商品を販売しております。商品及び製品の販売に係る収益は、約束した財が顧客に移転した地点で、顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることより、当該財の引渡地点で収益を認識しております。

ただし、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した地点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は販売奨励金等の確定額のみを売上高から控除しておりましたが、販売奨励金等の見込額を確定額に加えて売上高より控除しております。また、有償支給取引において、従来は支給品の譲渡に係る収益を認識しておりましたが、当該収益を認識しない方法に変更しております。さらに、営業外収益として計上しておりました塗装情報サービス会費を売上高として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほ

とんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、売掛金は33,240千円減少し、流動資産のその他は33,240千円増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は115,938千円減少し、売上原価は166,585千円減少し、営業利益は50,647千円増加、営業外収益は59,902千円減少し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ9,255千円減少しております。また、当事業年度の株主資本等変動計算書の利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

- (1) 棚卸資産の評価
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目	当事業年度末残高
商品及び製品	900,028千円
仕 掛 品	130,650千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 連結注記表「6.会計上の見積りに関する注記(1)棚卸資産の評価」に記載した 内容と同一です。
- (2) 繰延税金資産の回収可能性
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目	当事業年度末残高
繰延税金資産	180,330千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 連結注記表「6.会計上の見積りに関する注記(2)繰延税金資産の回収可能性」 に記載した内容と同一です。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 119,377千円 短期金銭債務 149,878千円 長期金銭債務 4,500千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,549,077千円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

 当座貸越極度額
 2,000,000千円

 借入実行残高
 -千円

 差引額
 2,000,000千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引 売上高 495,300千円 仕入高 732,033千円 営業取引以外の取引高 23.133千円

2. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。 42,348千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式 93,795株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、役員退職慰労引当金および退職給付引当金などであり、繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連会社等

種類	会社等の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	イサム土地建		資金の返済	14, 140	関係会社長期 貸 付 金	_
7 云江	物株式会社 直接 48.50		利息の受取	5	未収収益	_

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等 市場金利を勘案して利率を決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	氏 名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人)	北村初美	被所有 直接 23.41	事務所の賃借	11, 400	差入保証金	5, 940

- (注) 1. 上記の取引金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等 市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「収益認識に関する注記2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載した内容と同一です。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1. 1株当たり純資産額
- 2. 1株当たり当期純利益

7,228円15銭 158円40銭

独立監査人の監査報告書

2022 年 5 月 14 日

イサム塗料株式会社

取締役会 御中

代表社員公認会計士 舩越啓仁業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 森 本 了 太

監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イサム塗料株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イサム塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載され ている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独 立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備 及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算 書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結 計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが 含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成するこ

とが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ 適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関し て責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022 年 5 月 14 日

イサム塗料株式会社

取締役会 御中

代表社員公認会計士 舩越啓仁業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 森 本 了 太

監查音見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イサム塗料株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査訴拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備 及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含ま

れる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、 並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の 取締役の職務の執行について監査しました。その方法及び結果につき、以下のとお り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する 取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制シ ステム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定 期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記 の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく 示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重 大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022 年 5 月 19 日

イサム塗料株式会社 監査等委員会 常勤監査等委員 横 江 喜 夫 印 監 査 等 委 員 澤 田 直 樹 印 監 査 等 委 員 樫 元 雄 牛 卵

(注) 監査等委員 澤田直樹及び監査等委員 樫元雄生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規 定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第76期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と、当事業年度の業績等を 勘案したうえで、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円

配当総額47,655,125円

- (注)中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金50円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日2022年6月30日
- 2. 剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以 下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額 別涂積立金 200,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額 繰越利益剰余金 200,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに 規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提 供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものでありま す。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、 書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定め る範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置 等)第2項を新設するものであります。
- (3) 上記の新設に伴い、条数の繰り下げを行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

	現	行	定	款		変	更	案
					(電子提	是供措置等)	
		(新	設)		第15条	当会社は	、株主総	会の招集に際
						し、株主	総会参考書	碁類等の内容で
						ある情報	について電	<u>電子提供措置を</u>
						とるもの	とする。	
					2	当会社は	、電子提供	共措置をとる事
						項のうち	法務省令で	で定めるものの
						全部又は	一部につい	いて、議決権の
						基準日ま	でに書面を	で付請求をした
						株主に対	して交付す	る書面に記載
						<u>すること</u>	を要しなレ	いものとする。
第 <u>15</u> 条	÷				第 <u>16</u> 条			
~		(条文省	貧略)		~	(現	行どおり)	
第 <u>40</u> 条	÷				第 <u>41</u> 条			

現 行 定 款	変 更 案		
附則	附則		
(監査役の責任免除に関する経過措置)	第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)		
(条文省略)	(現行どおり)		
(新 設)	第2条(電子提供措置等に関する経過措置)		
	1 変更後定款第15条 (電子提供措置		
	等)は、会社法の一部を改正する法		
	律(令和元年法律第70号)附則第1		
	<u>条ただし書きに規定する改正規定の</u>		
	施行の日である2022年9月1日 (以		
	下「施行日」という) から効力を生		
	<u>ずるものとする。</u>		
	2 本附則の規定は、2022年9月1日か		
	ら6か月を経過した日後にこれを削		
	<u>除する。</u>		

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案に おいて同じ。)全員(4名)が任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者につい て適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歷、	当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	^{きたむら} ますあき 北 村 倍 章 (1975年2月6日生)	2005年6月 2005年6月 2005年6月 2010年6月 2017年4月 2019年4月	当社入社 当社取締役 当社情報システム担当 当社常務取締役 当社名古屋支店長 当社代表取締役社長(現任)	4,000株
2	かくい かずお 角 井 和 夫 (1962年2月24日生)	1984年3月 2006年4月 2010年4月 2018年4月 2019年6月	当社入社 当社滋賀工場技術部長 当社滋賀工場生産管理部長 当社滋賀工場長(現任) 当社取締役(現任)	1,600株
3	ふかだ しゅうや 深 田 修 也 (1968年7月2日生)	1991年 3 月 2011年 4 月 2014年 4 月 2016年 4 月 2019年 6 月 2021年 4 月	当社入社 当社滋賀工場技術部長 当社大阪支店販売部長 当社大阪支店長 当社取締役(現任) 当社情報システム部長(現任)	1,300株
4	やまざき まさゆき 山 碕 昌 之 (1967年3月21日生)	1993年7月 2009年4月 2017年4月 2021年4月 2021年6月	当社入社 当社東京支店販売部長 当社東京支店長 当社大阪支店長(現任) 当社取締役(現任)	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の10ページに記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員(3名)が任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)		所 有 す る 当社の株式数
1	ょこえ よしお 横 江 喜 夫 (1955年4月30日生)	1979年 3 月 当社入社 2010年 6 月 当社内部監査室長 2013年 4 月 当社総務部部長(内部監査担当) 2013年 6 月 当社常勤監査役 2020年 6 月 当社取締役(常勤監査等委員) (現任)		1, 200株
2	さわだ なおき 澤 田 直 樹 (1955年12月14日生)	1988年1月 澤田直樹税理士事務所開設 2001年12月 指吸会計センター株式会社取締役 2003年1月 税理士法人ゆびすい 社員(現任) 2005年12月 同 代表社員 2008年6月 当社監査役 2016年1月 ゆびすいグループ代表 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2021年1月 ゆびすいグループ 会長(現任)		0株
3	かしもと ゆうき 樫 元 雄 生 (1978年11月13日生)	2015年1月 なが ³ 共同紀 2017年6月 当社盟	やま法律事務所 入所 やま・かしもと法律事務所 経営者 (現任) 監査役 뉯締役 (監査等委員) (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 - 2. 澤田直樹、樫元雄生の両氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は澤田直樹氏および樫元雄生氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏の選 任が承認可決された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
 - 4. 澤田直樹氏は、税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、経営者としての豊富な経験に基づき、監査等委員である社外取締役として、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待して選任をお願いするものであります。
 - 5. 樫元雄生氏は、過去に社外監査役および監査等委員である取締役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有し、会社財務および法務に精通しております。弁護士として培われた専門的な知識・経験、幅広い見識等を活かし、監査等委員である社外取締役としての立場から、当社経営意思決定の適法性の確保と透明性の向上に資することを期待して選任をお願いするものであります。

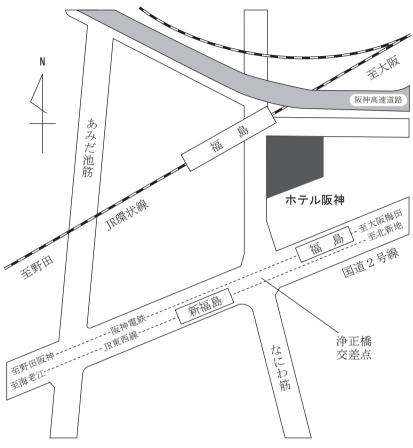
- 6. 澤田直樹氏は、現在当社の社外取締役(監査等委員)であり、当社取締役(監査等委員)としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となり、社外監査役としての在任期間を合わせますと通算14年となります。
- 7. 樫元雄生氏は、現在当社の取締役(監査等委員)であり、当社取締役(監査等委員)としての在 任期間は、本総会終結の時をもって2年となり、社外監査役としての在任期間を合わせますと通 算5年となります。
- 8. 当社は、社外取締役澤田直樹氏および社外取締役樫元雄生氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、両氏ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 9. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の10ページに記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

Ŧ

Ŧ

株主総会会場ご案内図



会 場 大阪市福島区福島五丁目6番16号

ホテル阪神 (10階) TEL (06) 6344-1661 (代表)

交 通 JR環状線「福島駅」下車 駅前

JR東西線「新福島駅」下車 浄正橋交差点より北へすぐ 阪神電鉄「福島駅」下車 浄正橋交差点より北へすぐ

■株主の皆様へ

接触感染リスク低減のため、株主総会の議決権行使は、可能な限り書面 (郵送)にて事前行使をお願いいたします。